

みどりのまちなみ推進 補助制度のご案内

みどり豊かなまちづくりをめざして

まちなかのみどりの創出、生物多様性への配慮、市民の皆様の緑化意識向上を目的として、沿道に樹木を植えていただいた方に購入費等の一部を補助しています。



家族のイベントに合わせた植樹、

新築、リフォームに合わせた植樹、いかがですか？

樹木1本からでも補助します！

お問い合わせ先

茅ヶ崎市 都市部景観みどり課 みどり担当

電話 0467(82)1111(代表)

内線 2333・2334

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp>

メールアドレス keikanmidori@city.chigasaki.kanagawa.jp

補助の対象となる方

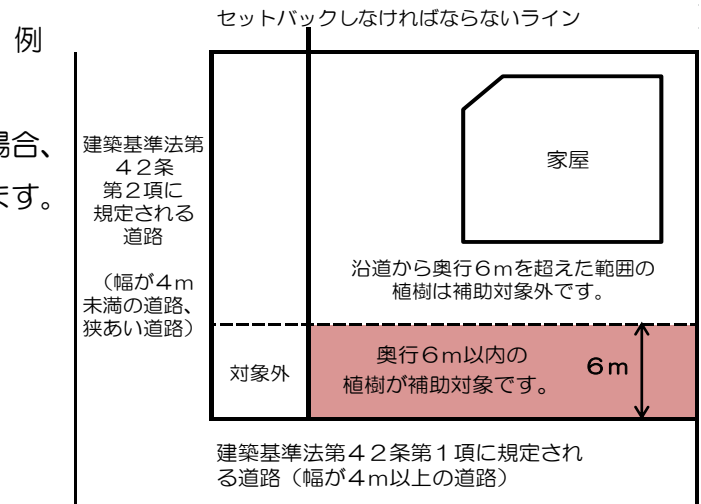
- 1 茅ヶ崎市内の土地を所有し、その土地に樹木を植樹しようとする個人又は法人
- 2 市税を滞納していない者
- 3 茅ヶ崎市暴力団排除条例（平成 23 年茅ヶ崎市条例第 5 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団員又は同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等に該当しない者

補助の対象となる要件

1 次のいずれかの要件を満たしていること。

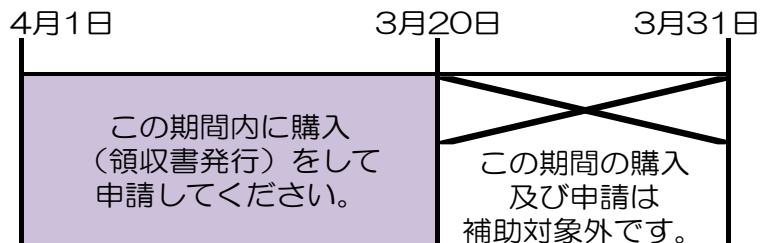
- (1) 建築基準法第 4 2 条第 1 項に規定される道路（幅が 4 m 以上の道路）から奥行 6 m 以内に植樹すること。
- (2) 建築基準法第 4 2 条第 2 項に規定される道路（幅が 4 m 未満の道路、以下狭あい道路）に接する敷地に植樹する場合、後退用地をセットバック（道路敷地として市に譲渡等）する手続きを済ませて、現地の境界を確定させた後、道路から奥行 6 m 以内に植樹すること。

※ 複数の道路に面した敷地内の植樹で、一方がセットバックの済んでいない狭あい道路の場合、後退すべき範囲内への植樹は補助の対象外となります。



2 4 月 1 日以降に対象の樹木を購入、領収書が発行され、植樹後に申請書類一式を提出すること。

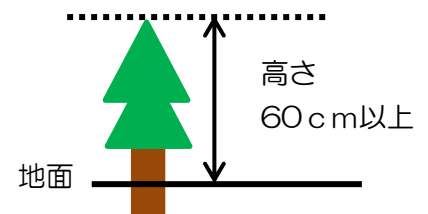
申請期間は 4 月 1 日から 3 月 20 日まで。



※ 期間内の申請であっても期間外の日付で樹木を購入、領収書発行された場合、補助の対象外となります。

3 植樹にあたって、下記の要件を満たしていること。

- (1) 地面からの高さが 60 cm 以上になるように植樹すること。
- (2) プランターやコンテナ等への可動式の植樹ではないこと。



※ ただし、過去 10 年以内に下記の要綱に基づいて助成を受けた方が、同一敷地内に植樹する場合は、補助の対象外となります。

- 茅ヶ崎市保存樹林指定要綱
- 茅ヶ崎市保存樹木指定要綱
- 茅ヶ崎市生け垣の奨励及び保全に関する要綱
- 生け垣築造補助金
- 茅ヶ崎市みどりの保全地区指定要綱
- みどりのまちなみ推進補助金

補助の対象となる樹種

別紙の一覧表に記載した樹種

表内の樹種あれば、複数種選んで植樹いただいて構いません。

注意 一覧表に記載されていない樹種については、補助の対象外です。
樹木は類似した種名が多く、注意が必要です。
別種と判った場合は、補助の対象外となります。
必ず樹木購入先（業者・販売店舗等）へ確認してください。
また、事前に景観みどり課に樹種をご相談いただくと助かります。

例 ○ヒイラギ ×ヒイラギモクセイ
○ミズキ ×ハナミズキ など

※掲載した樹木の適地や特徴などのご質問は、樹木購入先（業者・販売店舗等）へお問い合わせください。

なお、景観みどり課でも可能な限り、ご助言いたします。

※植樹後の適切な管理については樹木購入先（業者・販売店舗等）に確認してください。

※一覧表のうち、つる性植物を植樹する場合は、支柱等の対応が必要となります。

茅ヶ崎市では、「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」の中で、生物多様性への配慮として、在来種の植樹を推進しています。

補助の対象となる費用

樹木の植樹に関する費用を補助の対象とします。

- ・ 樹木の購入費
- ・ 購入した樹木の配送費（自身で運ぶ際の交通費等は除く）
- ・ 植樹に関する諸経費

※全て消費税込で計算します。

※ただし、配送車及び重機などのレンタル料、資材購入費（フェンス、スコップ等）、植樹に伴う塀の撤去工事費等は補助の対象外とします。

ブロック塀や大谷石等の撤去工事を行う場合、別途補助制度があります。
詳しくは、建築指導課 建築安全担当までお問い合わせください。
電話0467（82）1111（内線）2327・2328

補助金額・限度額

補助金額 補助対象費用の合計額の1/3（100円未満端数切り捨て）

補助限度額 5万円

年度内の申請額の累計が年間の予算額を超えた場合、申請受付を終了いたします。
お手数ですが、補助状況については景観みどり課へお問い合わせください。

手続きの流れ

【補助金交付申請書等の提出】

※植樹作業を実施し、価格確定後に下記申請書類一式を市役所景観みどり課まで、提出してください。

※書類は全て揃えて提出して下さい。不足がある場合は受付できません。ご了承ください。

- 1 補助金交付申請書
- 2 案内図 ー 植樹場所を示した地図
- 3 配置図 ー 植樹位置がわかる図（道路から何 m の場所に植樹したかわかる図）
- 4 写真 ー 植樹前の写真と植樹完了後の写真
(植樹した樹木が 60cm 以上とわかる写真及び奥行 6m 以内であることがわかる写真)
- 5 支払証拠書類（領収書の写し）

※樹種名・本数が明記されたものをご用意ください。

※配送費及び植栽工事費を含む場合、その項目名と金額が明記されている必要があります。

- 6 補助金の請求書
- 7 同意書 ー 対象となる土地の課税状況・市税納入状況を
市の職員が確認することに同意いただくためのものです。

1 補助金交付申請書
6 補助金の請求書
7 同意書は、
同じ印鑑で押印してください。

【審査（申請書類及び植樹確認）】

申請いただいた図面や写真で植樹状況を確認し補助の対象か審査します。
状況に応じて、現地を確認させていただく場合があります。

【補助金交付決定通知の送付】

補助の決定及び補助額を書面で通知いたします。

【振込手続き】

審査終了後、概ね 1 カ月で口座に振込みます。

質問Q&A

<補助対象について>

Q：茅ヶ崎市外の土地への植樹を考えているのですが、補助の対象になりますか？

A：市外の植樹は補助の対象外となります。

Q：同じ敷地内にある樹木を沿道に植替える場合も、補助の対象になりますか？

A：同一敷地内にある既存の樹木の植替えは、補助の対象外となります。

Q：共同住宅の開発の際に、義務付けられ緑化しますが、この場合の植樹費用は補助の対象になりますか？

A：「茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例」に義務付けられた植樹や、
第三者に売却することを目的とした土地への植樹は補助の対象外となります。

<申請について>

Q：補助金交付申請書はどこで入手できますか？

A：市役所本庁舎 3 階景観みどり課窓口、又は茅ヶ崎市のホームページから入手できます。

Q：家族名での申請は可能ですか？

A：申請書は土地を所有されているご本人が記入、押印してください。ただし、書類提出は家族や施工業者でも受付します。